

矯正医療の在り方に関する 有識者検討会 第2回

平成25年9月26日(木)
法務省矯正局



本日の議事次第

- 論点説明(事務局)
- 参考人からの意見聴取・質疑
 - ・平田牧三氏(美祢社会復帰促進センター診療所長)
 - ・川口学永氏(大阪医療刑務所医療部長)
- 議事



論点の概要

1 矯正医療の理念

- 矯正医療崩壊という危機意識への共通認識
- 矯正医官へのリスペクト(矯正医官の誇りとやりがい)

2 矯正医療の安定的運営

- 矯正医官の待遇改善
- 採用条件の見直し

3 矯正医療の外部委託の在り方

- 外部委託の実施
- 地域医療との連携




1 矯正医療の理念

- 矯正医療崩壊という危機意識への共通認識
 - 矯正医療に対する社会一般の認知度の低さ
 - 情報発信の必要性

- 矯正医官へのリスペクト
 - 矯正医官のイメージアップ
 - 国民の理解

以上2点、直ちに実行できる事項



2 矯正医療の安定的運営に向けて ～矯正医官の待遇改善～

- 身分関係
 - ・現状は国家公務員
- 給与レベル
 - ・民間と比較して給与レベルが低い
- 勤務時間
 - ・勤務時間における柔軟性が乏しい
- 職務専念義務
 - ・原則兼業禁止
- キャリアアップ
 - ・医師のスキルアップ・キープに限界
- 執務環境整備
 - ・医療関係スタッフ, 医療設備・機器等が不十分



(1) 身分関係

■ 現状

医療職俸給表(一)適用の一般職国家公務員

■ 問題の所在

- ・民間よりも給与レベルが低く、兼業、研修等の自由度が制約
- ・反面、矯正施設の持つ性質上、国家公務員である医師による対応が望まれる(被収容者の健康状態を平素から把握、緊急時対応等)

■ 解決の方策(案)

(2) 給与レベル

■ 現状

民間と比較し、
給与レベルが低い

区分	民間	国家公務員
医師	1,006,125 円 (平均 41.2 歳)	775,210 円 (平均 50.2 歳 経験年数 23.6 年)
医科長	1,267,277 円 (平均 49.9 歳)	
副院長	1,485,083 円 (平均 56.1 歳)	
院長	1,667,214 円 (平均 60.2 歳)	

■ 問題の所在

給与改正には給与法改正が必要

■ 解決の方策(案)

(平成 24 年 国家公務員給与等実態調査 人事院)
(同 職種別民間給与等実態調査 人事院) ※時間外・通勤手当を含む。



(3) 勤務時間

■ 原則

- ・一般職の職員の勤務時間, 休暇等に関する法律第56条
職員の正規の勤務時間 ⇒ 1週間当たり, 38時間45分
各省庁の大臣が, 月から金曜日までの5日間で, 1日につき7時間45分を割り振る

■ 例外(正規の勤務時間以外の時間の勤務 法第13条第1項)

- ・(各省庁の大臣は,)(正規の)勤務時間以外の時間において, 職員に断続的な勤務を命ずることができる。

⇒ 人事院規則15-14 第13条

矯正施設における宿日直勤務・休日勤務は, この正規外勤務に該当

■ 解決の方策(案)

(4) 職務専念義務(兼業)

- 時間内兼業と時間外兼業に大別

- 根拠条文

国家公務員法第104条

職員の兼業の許可に関する政令(昭和41年政令第15号)

職員の兼業の許可に関する内閣府令(昭和41年総理府令第5号)

- 現状(H25. 7. 1現在)

勤務時間内 3名 勤務時間外 98名

- 問題の所在(会計検査院の指摘等)

勤務時間内の兼業は公務を上回る公益性が求められる。

無許可で時間内兼業を行っていた場合は、サービス規律違反として懲戒の対象
※許可を受けたとしても当該時間の給与は減額対象

- 解決の方策(案)



(5) キャリアアップ(研修)

■ 研修の意義・必要性

自己の医療技術の維持, 向上を図るための一環として実施

■ 現状

所属長の研修命令により, 週2日ないし3日, 外部医療機関等において研修を実施している例が多い

■ 問題の所在(会計検査院の指摘)

研修日に確実に研修先に行ったことが証明されなければその日は欠勤したものとして, 公務員給与を返納させる必要がある。

外部医療機関等でも厳格な勤務時間管理を行えとの指摘。

■ 解決の方策(案)

(6) 執務環境整備

■ 医療関係スタッフの問題

【現状】

医師だけではなく、コメディカルスタッフも十分でない。

■ 医療設備・機器の問題

【現状】

- ・最新の医療機器が整っていない
- ・一部施設を除き、施設設備が老朽化
- ・専門治療を行う医療刑務所でさえも老朽化が著しく、十分な設備ではない
- ・社会一般でも、臓器別医療など専門分化が進み、高度化

■ 解決の方策(案)

参考 東日本矯正医療センター(仮称)

■ 医療設備・人材の集約

- ・八王子医療刑務所, 関東医療少年院及び神奈川医療少年院の3つの医療施設について, 東京都昭島市(米軍基地跡地)に集約

- ・医療情報システム(電子カルテ)の導入

これまで紙媒体であった診療録について, 電子化を進める

- ・八王子医療刑務所准看護師養成所での養成者増加

現在22人/年 ⇒ 38人/年

- ・平成28年度中の開設を目指す



機能及び医師等医療関係職員の集約により, 効率的な医療の提供を実現可能

2 矯正医療の安定的運営に向けて ～採用条件の見直し～

■ 定年


- ・現状は65歳（68歳まで延長可能。ただし、65歳までに採用されることが必要）

（参考）国家公務員法81条の2 2項（抄）

定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

1号

病院等（中略）に勤務する医師及び歯科医師 年齢65年




3-1 矯正医療の外部委託の在り方 ～外部委託の現状～

■ 外部委託の現状

・主な問題点

- ①受託する医療機関がない
- ②診療対象者(受刑者等)の特殊性に対処するため, 相応の医療費を要する
- ③受託医療機関にメリットが少なく, いずれの受託医療機関等も継続に消極姿勢



3-2 矯正医療の外部委託の在り方 ～地域医療との連携～

- 矯正施設が所在する地域は医療過疎地域の場合が多い
地域も医師不足に困っている
矯正施設に対する地域医師会の理解が得られやすい仕組みの構築が必要
- 国家公務員法上の制約
職務専念義務により地域医療への貢献が難しい